

令和2年1月 吉日

事業者 各位

公益社団法人  
滋賀労働基準協会 東近江支部  
支 部 長 松尾 国治

自由研削用といしの取替え等の業務従事者に対する  
特別教育の実施について

拝啓 時下ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。

平素は、当支部の事業運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり事業者は研削といし(グラインダー)の取替え等業務に従事する労働者に対して、労働安全衛生法第59条第3項(労働安全衛生規則第36条1号)により、安全衛生に関する特別教育を行なわなければならないことになっております。

つきましては、当支部において下記により特別教育を実施いたしますので、貴事業場関係労働者の受講について格別のご配慮をお願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和2年 3月 6日(金) 午前9時30分~午後5時

2. 場 所 湖東信用金庫 本店5階 コミュニティホール  
東近江市青葉町1-1

3. 教育内容

- (1) 自由研削用研削盤、自由研削用といし、取付け具等に関する知識
- (2) 自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識
- (3) 関係法令
- (4) 実技教育

4. 受講料(テキスト代を含む)

会 員 7,920 円  
非会員 9,020 円

5. 受講申込み及び締切

- ① 末尾の申込書に必要事項を記入し、2月27日(木)までに(公社)滋賀労働基準協会 東近江支部宛にお申し込み下さい。

〒527-0022 東近江市八日市上之町1-43 松原ビル3F  
(TEL 0748-24-1907 FAX 0748-25-2315)

受付後、受講票をFAX致します。

- ② 受講料は当支部へ現金持参か又は銀行振込により 3月2日までに次の口座へお振込みください。

滋賀銀行八日市東支店(普)036759 公益社団法人滋賀労働基準協会東近江支部  
お振込みのない場合は受付を取り消すことがあります。

- ③ 定員 70名 予定

6. その他

- (1) 教育終了後、修了証を交付しますので**認印を持参**してください。
- (2) 当日は、実技教育が受けられる作業服で出席してください。
- (3) **駐車場は、郵便局横の駐車場または八日市文芸会館駐車場をご利用ください。**

以上

公益社団法人滋賀労働基準協会 東近江支部 行

FAX 0748 - 25 - 2315

自由研削といし取替等の業務従事者特別教育 受講申込書

受講者氏名	生年月日	現住所
	昭和 平成   ・  ・	
	昭和 平成   ・  ・	
	昭和 平成   ・  ・	

※ 受講申し込みにあたってお知らせいただく個人情報は、講習実施の目的以外に使用することはありません。

令和 2 年    月    日    上記の通り申し込みます。

事業場名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

担当者職氏名 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

**会場案内図**

